平成20年第1回多賀城市議会定例会会議録(第1号)

平成20年2月14日(木曜日)

◎出席議員(21名)

議長 阿部 五一

- 1番 柳原 清 議員
- 3番 深谷 晃祐 議員
- 4番 伏谷 修一 議員
- 5番 米澤 まき子 議員
- 6番 金野 次男 議員
- 7番 雨森 修一 議員
- 8番 森 長一郎 議員
- 9番 板橋 惠一 議員
- 10番 藤原 益栄 議員
- 11番 佐藤 惠子 議員
- 12番 中村 善吉 議員
- 13番 吉田 瑞生 議員
- 14番 相澤 耀司 議員
- 15番 松村 敬子 議員
- 16番 根本 朝栄 議員
- 17番 尾口 好昭 議員
- 18番 昌浦 泰已 議員
- 19番 石橋 源一 議員
- 20番 小嶋 廣司 議員
- 21番 竹谷 英昭 議員
- ◎欠席議員(なし)
- ◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴇田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開会

○議長(阿部五一)

おはようございます。

きょうからいよいよ本年第1回議会定例会が開催されるわけでありますけれども、長丁場になろうかと思います。また、寒い時期でもありますので、健康に十分留意をされながら、しっかりと頑張っていただきたいとこのように思いますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

これより平成20年第1回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(阿部五一)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において雨森修一議員及び板橋惠 一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(阿部五一)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月5日までの21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

○議長(阿部五一)

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第3 施政方針

○議長 (阿部五一)

日程第3、施政方針に入ります。

市長の登壇を許します。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

平成 20 年第 1 回多賀城市議会定例会に、平成 20 年度一般会計予算案を初め各種特別会計等の予算案並びに諸案件を提案し、御審議をいただくに当たり、市政運営に臨む私の所信の一端と施策の概要を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

分権時代の行政運営には、民間企業的経営センスを取り入れることが必要である、と久し く言われてまいりました。

一般的に言われている民間企業的経営センスの概念は、「市民は顧客であり、顧客満足度を高める」という発想です。

もちろん、この発想は、今後の行政経営にとって大切な視点で、欠かすことのできないものであります。

しかし、ガバメントからガバナンス、統治から協治へと移りゆく時代にあっては、「市民が主役となる行政経営」を行っていかなければなりません。

そのためには、「市民が顧客である」という考え方から、もう一歩前進して、「市民が行政経営の主体である」という新たな視点を持つことが必要と考えます。

この視点に立脚すればこそ、本来的な住民起点の発想を可能とし、地域の公益性を最大限にとらえた行政経営ができるものと考えます。

私は、より多くの市民の皆様が、多賀城市の経営者として市政に参画していただけるよう、 新たな視点を持って行政経営に邁進してまいります。

今、我が国では、人口減少社会への突入、経済全体が縮小傾向にある状況などを背景に、 社会の仕組みが大きく変容してきています。

このような中、市民の関心は、自立した個人が自己責任のもとで多様な生き方を選択できる、真に豊かで成熟した地域社会の創造へとシフトしています。

だからこそ、市民一人ひとりが、お互いの暮らし方や個性を尊重しながら、資源やサービスを分かち合い、それぞれの能力を発揮することによってともに支え合うといった、新しい地域社会の仕組みが構築されなければなりません。

私は、このような地域社会のあり方こそ、本来の住民自治のあるべき姿であり、目指すべき市民協働であると考えます。

私が市長に就任して以来取り組んでまいりました「おばんです懇談会」は、2月4日をもちまして、市内の各地域を一巡いたしました。

市民の皆様との直接的な対話の場であります「市長と話そう、気軽にちょっと茶っと」や、「おばんです懇談会」では、私からまちづくりのビジョンを申し上げ、それに対してさまざまな意見、提案をいただいているところであります。

「市民との対話」という私の政治理念は、市民との対話を深めることによって、市民一人 ひとりが、より積極的に、主体的に市政に参画してもらうというものです。

今後も、市民との対話を深めて、地元の声を大切にした市民主役のまちづくりに精力的に 取り組んでまいります。

「地方の元気は日本の活力の源である」、福田首相が先般の施政方針演説で述べた、活力 ある地方の創出に関する基本理念の一つです。

今、我が国はバブル崩壊後の長い低迷期から脱却し、新しい成長の姿を確立していく重要 な時期にあります。 それだけに、国は、分権改革に関する議論を加速し、一層の権限委譲を推進するとしています。

また、地方と都市との格差是正に向けた地方税財政改革を進展させながら、政府一体となって、地方の元気を再生する自主的な取り組みを後押しするといった、強い決意が述べられています。

「多賀城の元気」を再生すること、これこそまさに、多賀城市という地方自治体のかじ取りを任された私の使命であるとの思いを新たにするものであります。

私の政策の方向性を取りまとめたマニフェストに、「安全安心」、「元気」、「快適」、 「感動」というコンセプトがあります。

私が市長に就任して以来、そのコンセプトに基づく「史都そして詩都 多賀城」の創造に 取り組んでまいりました。

資源に限りがある中での取り組みは、困難な課題の連続でしたが、職員と議論を重ね、そこに生まれる自由な発想を大切にし、創意工夫を行いながら、全力を挙げて取り組んでまいりました。

まず、安全安心の分野ですが、身近な犯罪を抑止し、安全安心な地域社会を実現していく ため、市民や関係団体との協働のもと、「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条 例」を制定いたしました。

宮城県沖地震に備えた公共施設の耐震対策に関する取り組みでは、限られた財源の中で、 数多くある公共施設の耐震対策を一時に実現することは困難ですので、まずは、私たちに とってかけがえのない社会の宝である子供たちの安全を守るということを、最優先課題と して取り組んでまいりました。

次に、元気の分野ですが、「史都市心の顔づくり」として、JR 仙石線連続立体交差事業及び多賀城駅周辺土地区画整理事業を推進してまいりました。

産業創造や企業誘致に関しましては、市長公室内にプロジェクト推進担当を配置し、積極 果敢に挑戦してまいりました。

また、長年の課題でありました産学官連携につきましては、その第一歩といたしまして、 東北学院大学との包括協定を締結したところです。

さらには、次代を担う元気な子供たちに、議会という場を通して、多賀城のことを考えていただくため、「子ども議会」を開催いたしました。

西部地区の公共交通の確保という課題に対しましては、民間活力の活用を視野に入れ取り組んでまいりましたが、多賀城北日本自動車学院の御協力により、「お出かけバス 万葉号」の運行が実現いたしました。

地域住民の皆様に大変好評を得ております。

次に、快適・感動の分野ですが、市民の参画をいただきながら、「歴史の道・詩都景観形成事業」に取り組み、地域の誇り、郷土愛などをはぐくみつつ、多賀城の魅力の再発見という新たな感動を呼び起こしてまいりました。

昨年11月1日に、埋蔵文化財調査センター体験館「多賀城史遊館」を開館いたしました。

市民ボランティアの方々の協力を得て運営するこの施設では、先人の生活に触れ、歴史感動体験をすることができます。

また、ことしは、北海道洞爺湖サミットが開催されるなど、京都議定書発効に伴う地球温暖化防止への取り組みに大きな注目が集まることと思います。

本市の環境保全への取り組みにつきましては、既に新聞報道でも御承知のとおり、ISO14001 に基づく全部署を挙げての環境配慮行動の結果、ISO 認証を得る前と平成 18年度末現在とを比較して、温室効果ガスが 44.01%減少し、電気代、燃料代、印刷代等に換算しますと、これまでの取り組みの累計額として約 1 億 3,850 万円の経費節減ができました。

今後とも、次世代に誇れる快適な環境を維持してまいります。

このような事業を実施し、しかるべき成果を得られてきたのも、ひとえに、市民の皆様や 関係団体の御理解と御協力、また、議員各位の御指導と御鞭撻のたまものと受けとめ、今 後とも全力を傾注して成果を生み出してまいります。

さて、平成 20 年度の政策方針ですが、これまでに取り組んできた施策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えます。

しかしながら、少子高齢化が急速に進む中にあっての行政経営は、その社会保障に対する 需要の増大など直面する課題が山積し、引き続き厳しい財政運営を強いられることは明白 であります。

それゆえに、将来にわたって持続可能な財政を確立しなければなりません。

真に必要な住民ニーズにこたえるための財源を確保するため、徹底した行財政改革を断行しつつ、次に申し上げるとおり、平成 20 年度の予算編成に当たりましては、政策項目の重点化を図り、限られた財源を重点的に配分したものであります。

暮らしの安全が守られ、安心して生活できることは、市民の切実な願いです。

「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」に基づき、犯罪抑止施策を計画的に 実施していくための環境を整備してまいります。

また、宮城県沖地震に備えた対策といたしまして、学校、保育所、その他公共施設の耐震対策に取り組んでまいります。

また、市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれのある、風水害等の災害に対処するための危機管理にも万全を期してまいります。

核家族化の進行や女性の社会経済活動への参加が拡大する中、以前にも増して子育て環境がさま変わりしていることを踏まえ、次代を担う子供と子育て家庭を支援する取り組みを 推進してまいります。

あわせて、心身ともに健やかな子供の誕生のために、母体や胎児の健康を確保する取り組 みを拡充してまいります。

また、学齢児につきましては、「留守家庭児童学級」を充実するとともに、「放課後子どもプラン」に基づき、小学校を活用して地域ぐるみで勉強やスポーツ、文化活動等の機会を提供する「放課後子ども教室」に新たに取り組んでまいります。

「放課後子ども教室」の実施に当たりましては、導入初年度であることから、モデル校を 選定し、地域の方々と一緒に実践を繰り返し、心豊かで健やかな子供がはぐくまれるよう な事業の実現に努めてまいります。

なお、平成 19 年度から取り組んでまいりました「たがじょう子ども生活塾」については、 支援者の確保に努めるとともに、これらの取り組みと連携して効果的なものとなるよう努 めてまいります。

一人でも多くの市民の皆さんが、市政に参画していただける仕組みづくりを推進してまいります。

あわせて、市民活動の担い手となる団体等を支援し、市民活動団体、自治組織など多様な 主体による協働社会の構築を目指してまいります。

このような地域環境の整備を進めていく中で、平成 23 年度を初年度とする「第五次多賀城市総合計画」の策定にも着手してまいりたいと考えています。

その際、市民一人ひとりがよりよいまちの姿を考え、主体的に計画策定に参画できるよう、特に、次代を担う20代、30代の若者の参画がふえるように工夫してまいります。

このような取り組みによって、市民力、そして地域力を高める源が蓄積されてまいります。

真の住民自治を目指す本市といたしましては、それらの取り組みの先に、住民発の自治基本条例策定の機運が高まることを期待しつつ、市民の皆様と地域内分権への議論を深めていきたいと思います。

昨年、宮城県では、セントラル自動車や東京エレクトロンなど、大きな企業の誘致に成功 しました。

村井宮城県知事は、これに満足することなく、さらなる企業集積を図っていくことに言及されています。

村井知事が進めている「富県戦略」とのかかわりを深め、多賀城市における「新たな産業の誘致」、「既存企業の事業規模拡大」などの産業創造プロジェクトが達成できるよう、 多賀城市の役割と責任を果たしてまいります。

また、私自身も、多賀城のトップセールスマンとして積極的に行動してまいります。

引き続き、「史都市心の顔づくり」として、多賀城駅北側と南側の一体的整備を進め、活気に満ちあふれ、さらには、史都多賀城にふさわしい景観を持つ良好な市街地を形成してまいります。

また、名所・旧跡をつなぐ「歴史の道」の選定を通して、市民が、悠久の歴史を有するこの多賀城を誇りに思い、そして愛着を持っていただけるよう、市民協働の取り組みのもとで「史都そして詩都 多賀城」を創造してまいります。

ことしの秋、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの本番を迎えます。

この機会に、歴史観光都市「史都 多賀城」の魅力を全国に発信し、さらには、多賀城市 を訪れた方が、もう一度来てみたいと感じていただけるよう、多賀城市観光協会等との連携を密にした観光客の受け入れ態勢を整備してまいります。

全市を挙げた観光振興への取り組みは、地域おこし・地域づくりにもつながるということ を意識し、市民の皆様と一緒に多賀城市の魅力の再発見に向けた取り組みを推進してまい ります。

これらの重点項目の実現のためには、徹底した行財政改革が欠かせません。

そのため、総力を挙げて行財政改革を断行してまいります。

それでは、続きまして、平成 20 年度に取り組んでまいります主要な施策につきまして、第四次多賀城市総合計画に定める政策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、公共交通に関する施策につきまして御説明申し上げます。

西部地区における交通手段の確保といたしまして、今後とも「お出かけバス」の普及促進 に取り組んでまいります。

また、東部地区における交通手段の確保といたしまして、引き続き、本市、七ケ浜町並び に塩竈市とが連携し、多賀城東部線ユーアイバス並びに七ケ浜循環線を運行してまいりま す。

次に、交通安全に関する施策でございますが、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図るため、特に交通弱者と言われる子供や高齢者を、悲惨な交通事故から守るための取り組みを推進してまいります。

さらに、飲酒運転根絶のため、運転者はもちろんのこと、飲食店や駐車場設置者等を含めた飲酒運転防止対策として、重点的な啓発活動を実施してまいります。

次に、防犯に関する施策でございますが、平成 20 年 4 月 1 日から、「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」が施行されます。

この条例に基づき、市民参加のワークショップを立ち上げながら、「防犯まちづくり基本計画」の策定に取り組んでまいります。

また、警察や防犯関係団体等との連携のもと、犯罪防止対策推進のための防犯ネットワーク強化事業に取り組んでまいります。

次に、消防に関する施策でございますが、多賀城市消防団第5分団のポンプ車が、購入から16年を経過していることから、新たにポンプ車を購入することとしています。

また、消防団活動に必要な消防用資機材の充実を図ってまいります。

次に、防災に関する施策でございますが、多賀城中学校特別教室棟につきましては、耐震診断の結果、耐震性能を満たしていないことから、取り壊しの上、その機能を校舎棟へ移転させるための大規模改造工事を実施してまいります。

あわせて、多賀城中学校校舎棟につきましても、耐震補強工事を行ってまいります。

さらに、桜木保育所及び鶴ヶ谷児童館につきましても、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補 強工事を実施してまいります。

残す施設は、第二中学校と天真小学校になりますが、第二中学校は既に耐震設計に着手しており、天真小学校につきましても、具体的な整備の時期や手法を検討した上で、速やかな対応に努めてまいります。

また、山王地区公民館体育館につきましても、耐震診断の結果、耐震性能を満たしていないことから、昨年末に使用を中止し、建てかえの設計に着手することとしております。

なお、下水道施設につきましては、耐震化に関する調査を実施することとしております。

民間木造住宅の耐震対策につきましても、引き続き、木造住宅耐震改修工事助成事業等を 実施してまいります。

雨水対策につきましては、丸山排水区等の雨水管渠の整備を延伸し、雨水処理区域の拡大を図るとともに、丸山雨水ポンプ場の平成 21 年度の早期事業完了を目指し、3 号ポンプの整備を継続してまいります。

同時に、平成 19 年 11 月 11 日発生の鶴ヶ谷地区の浸水被害を教訓といたしまして、ポンプ場運転管理体制の充実を図ってまいります。

八幡雨水幹線につきましては、板柵渠の劣化が激しいことから、平成 20 年度におきまして 集中的に修理を実施してまいります。

また、風水害対策の危機管理体制に万全を期すべく、国・県の地域防災計画との整合を図りながら、「多賀城市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」の見直しを行ってまいります。

同時に、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図るため、七北田川及び砂押川の浸水想定区域ごとに「洪水八ザードマップ」を作成し、市民への周知を図ってまいります。

なお、災害に強い、安全安心なまちづくりのためには、各地区の自主防災組織の充実が欠かせません。

そのためにも、地域防災リーダーの育成に取り組んでまいります。

次に、都市計画に関する施策でございますが、平成 19 年度に引き続き、宮城県主導のもと、 多賀城市、塩竈市並びに利府町が共同し、仙塩広域都市計画東部地域の都市計画道路の見 直しを行ってまいります。

次に、中心市街地に関する施策でございますが、JR 仙石線連続立体交差事業の促進を図るとともに、多賀城駅周辺土地区画整理事業並びに関連道路の改良事業を推進してまいります。

さらに、中心市街地活性化基本計画の見直しに着手するとともに、多賀城駅周辺土地区画整理事業によって現出する土地の有効活用と高度利用を図るため、JR 多賀城駅北地区において市街地再開発事業に取り組んでまいります。

次に、道路に関する施策でございますが、都市計画道路高崎大代線、市道留ヶ谷線、市道 大土手線等の道路改良事業につきまして、多賀城駅周辺土地区画整理事業にあわせた整備 を進めてまいります。

また、平成 16 年度から施行しております市道新田高崎線道路改良事業でございますが、現在の施工区間につきましては、平成 21 年度で終了予定であります。なお、その後の延伸分につきましては、平成 20 年度に用地測量等を行ってまいります。

既存道路の整備につきましては、安全安心に通行できる環境を整えるための改良工事に取り組んでまいります。

貞山運河にかかる大代人道橋でございますが、既に築30年が経過しており、安全面及び河川管理上問題を生じていることから、これを通行どめとするとともに、歩行者の安全性確保のため、市道大代線の歩道整備を進めてまいります。

次に、上水道に関する施策でございますが、市民の水道に対する要求も量から質へと変化し、安全な水道並びに地震に強い水道等の構築が求められていることから、老朽化した配水管の適正な整備改良に努め、安全で良質な水を安定的に供給してまいります。

また、水道料金の公益性と水道事業の財源である給水収益を確保するため、滞納整理を強化するとともに、市民のライフスタイルの変化に応じ、納付しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

なお、平成 20 年度から水道事業経営における独自の権限と責任を有する水道事業管理者を 設置し、専門性を生かした迅速かつ的確な意思決定等、将来を見据えた公営企業の経営強 化を図ってまいります。

次に、消費生活に関する施策でございますが、より安全で安心な消費生活を送れるよう、「消費者大学」を通して賢い消費者づくりに努めるなど、消費者啓発や情報の発信・提供を行うほか、消費生活相談員による適切な助言や指導により、消費トラブルの未然防止と問題解決を図ってまいります。

次に、地域福祉に関する施策でございますが、「多賀城市地域福祉計画」を推進するためには、地域福祉に対する住民の関心を高め、みずから積極的に参画しようという意識啓発が肝要です。

そのため、多くの市民が参画できるようなワークショップの開催を通して、地域福祉に関する普及啓発に取り組んでまいります。

次に、健康保持・疾病予防に関する施策でございますが、すべての市民が健康で明るく元気に生活できるよう、市民一人ひとりの自主的な健康づくりの意識の高揚を図ってまいります。

そのため、胎児期から高齢期まで、各世代に合わせた事業を体系的かつ積極的に実施してまいります。

特に、母子保健事業につきましては、妊娠時期から母性・父性をはぐくみ、心身ともに健やかな子供の誕生と乳幼児の健康の保持・増進を図るため、一貫性のある保健事業を展開してまいります。

なお、予防接種・感染症予防事業でございますが、予防接種法の改正に伴いまして、13 歳と 18 歳時の麻しん・風しん混合予防接種を新たに実施してまいります。

さらに、「8020 運動」の一層の推進を図るため、これまで 10 歳刻みで実施してきた 40 歳以上の成人歯科健診を、5 歳刻みとして実施してまいります。

また、平成 20 年度を初年度とする「多賀城市食育推進プラン」に基づき、家庭、地域、学校並びに職場との連携を強化し、地域ぐるみでのライフステージに応じた食育推進の取り組みを推進してまいります。

なお、今般の医療制度改革に伴いまして、国民健康保険加入者に対する生活習慣病の早期発見・予防を図るため、特定健診並びに特定保健指導を実施してまいります。

次に、子育て支援に関する施策でございますが、平成 20 年度政策重点項目の中でも御説明申し上げましたとおり、留守家庭児童学級やファミリーサポート事業の充実に取り組むほか、関係部署との連携のもとで、「たがじょう子ども生活塾」の効果的な実施に努めてまいります。

また、妊婦健診に係る公費負担につきましては、従来の2回を3回にふやすとともに、健 診項目の拡充も図ってまいります。

さらに、児童虐待予防のための新生児訪問指導の充実強化といたしまして、生後4カ月までの乳児を持つ世帯の全戸訪問を目指してまいります。

次に、障害者福祉に関する施策でございますが、障害者の自立のために必要なサービスを、 民間事業者や市民組織並びに市民活動団体との連携のもとで適切かつ確実に行ってまいり ます。

これまで、精神障害者の生活訓練を目的として開設している「コスモスホール」でございますが、大規模改修を実施した上で、障害者自立支援法に基づく「地域活動支援センター」として運営してまいります。

さらに、障害を有する方が地域で安心して活動できるよう、障害者自立支援制度に基づく 地域生活支援事業の充実に取り組むほか、市役所、文化センターを初めとした公共施設 4 カ所に「オストメイト対応トイレ」を設置してまいります。

次に、高齢者福祉に関する施策でございますが、介護保険制度においては、介護保険事業 を円滑に運営するため、保険者は3年ごとに介護保険事業計画を策定することとされてい ます。

現在の第3期介護保険事業計画につきましては、平成20年度に最終年度を迎えることから、 被保険者の意見はもとより、幅広い関係者の参画を得ながら、高齢者全体にかかわる高齢 者保健福祉計画と一体的に、第4期介護保険事業計画の策定に着手してまいります。

次に、公共賃貸住宅に関する施策でございますが、市営山王住宅につきましては、借り上げ住宅制度等を視野に入れて、その対応策の具現化に努めてまいります。

また、大松住宅につきましては、給湯機器設備の修理を実施してまいります。

次に、社会保障に関する施策でございますが、平成 20 年 3 月で老人保健医療制度が廃止され、75 歳以上の高齢者を被保険者とする後期高齢者医療制度が始まります。

後期高齢者医療制度は、将来にわたってだれもが安心して医療を受けられることを目的として創設された医療制度であることを踏まえ、実施主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、この保険制度が安定的に運営できるよう、市民の方々の理解と協力を促してまいります。

次に、学校教育に関する施策でございますが、特別支援学級や障害児の在籍する通常学級への補助員配置事業であります「学校すくすくプラン」につきましては、その事業の拡充を図り、心の教育の推進と児童・生徒指導を充実してまいります。

また、平成19年度から実施してまいりました学校図書館への司書派遣事業につきましては、 天真小学校及び城南小学校に加え、山王小学校においても実施してまいります。

「多賀城を語れる子ども」を育成するため、学校ごとに特色を生かしながら、総合学習の 充実を図ってまいります。 また、新学習指導要領が平成 23 年度から完全実施されることに伴い、平成 20 年度から新たな学校副読本の編さん作業に着手してまいります。

学校給食の分野につきましては、各学校と連携しながら、食の大切さを基調とした食に関する指導を展開してまいります。

また、現在使用している給食用食器が劣化していることから、すべての給食用食器を今後3年かけて更新してまいります。

次に、生涯学習に関する施策でございますが、「市民美術展」や「音楽祭」、また、「公 民館まつり」など、市民の生涯学習活動の成果を発表する場の充実に努めるとともに、豊 かな情操をはぐくみ、教養を培うための市民の学びの場や機会を提供してまいります。

また、青少年の自立心が養われ、社会を担う一員として心身ともに健全に育成されるよう、学校、家庭、地域等が一体となった青少年健全育成への支援を推進してまいります。

成人式につきましては、引き続き、市民組織の実行委員会による手づくりの企画運営を支援してまいります。

次に、男女共同参画社会の形成に関する施策でございますが、男女共同参画社会の実現を 目指す市民委員会を組織し、男女共同参画推進条例の制定をも視野に入れながら、基本方 針の策定に取り組んでまいります。

次に、スポーツに関する施策でございますが、平成 19 年第 4 回市議会定例会で議決をいただいたとおり、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間、多賀城市総合体育館や市民プールなどの体育施設に加え、多賀城公園野球場並びに中央公園サッカー場について、「NPO法人多賀城市民スポーツクラブ」を指定管理者としてその管理を行うこととしています。

これらのスポーツ関連施設の総合的な管理のもとで、市民だれもが楽しめる健康スポーツ の増進が図られることと、大きな期待を寄せております。

次に、文化財に関する施策でございますが、多賀城市の文化財をより多くの方々に知っていただけるよう、昨年オープンした「多賀城史遊館」や既存の「埋蔵文化財調査センター展示室」の運営を充実してまいります。

仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの開催時期に合わせて、歴史ある多賀城の魅力をアピールするために、歴史講演会等を行ってまいります。

次に、生活環境に関する施策でございますが、ISO14001 の認証は、2 月 26 日で期限となりますが、これまでの取り組み成果を生かした独自の環境マネジメントシステムを充実し、一層の成果を上げることができるように努めてまいります。

なお、公共下水道の汚水事業につきましては、市川地区の整備を引き続き実施するなど、 下水道汚水未整備箇所の解消を図ってまいります。

次に、廃棄物に関する施策でございますが、一般家庭に対する「生ごみ処理容器購入助成」を継続するとともに、子ども会等の資源回収団体の活動がより活発なものとなるよう、必要な支援を継続してまいります。

あわせて、事業系一般廃棄物の減量等の指導を行い、廃棄物の減量と適正処理に努めてまいります。

次に、都市緑化に関する施策でございますが、住民の憩いの場として、中央公園の園路等施設整備を進めるほか、城南地区高平公園の施設整備を進めてまいります。

また、平成 19 年度に引き続き、生け垣助成事業を実施するなど、緑を守り、緑をつくり、 そして緑を支える取り組みを推進してまいります。

次に、農業に関する施策でございますが、農業経営基盤強化のための農地流動化の促進を図り、農地の集積を進めるとともに、意欲ある農業者の育成に努めてまいります。

米の生産調整を円滑に推進するための補助事業を実施するとともに、休耕水田の大豆への 集団転作を推進し、農家経営の安定に努めてまいります。

さらに、農薬や化学肥料を削減する「EM ボカシ肥料」施用の普及に努め、安全で安心な農作物の生産を促してまいります。

農業用用排水路の整備事業につきましては、原材料を市が支給し、農家の方々がその持てる技術力を生かして工事を施工する、いわゆる市民協働型の事業として、南宮地区、新田 北地区並びに八幡地区の整備を継続してまいります。

次に、商工業に関する施策でございますが、市内企業の経営安定・健全発展のために、事業資金を必要とする中小企業への融資制度を実施するとともに、就労者の知識・能力を向上させ、さらには、企業経営の活性化を図るため、人材育成に努めてまいります。

さらに、商工業者の経営合理化や改善等に関して経営指導等を行う商工会への支援を充実 するとともに、商店街の振興を図るため、各地域の商店街イベントの活性化のための支援 を行ってまいります。

また、平成 18 年 11 月に開設した「多賀城市地域職業相談室」が、地域住民の就職に大きな成果を上げております。

今後とも相談室における職業相談、職業紹介事業を核としながら、中高齢者に対する再就職支援はもとより、若年フリーター等を定職につかせるための「若年者向け就職支援講座」を実施してまいります。

次に、観光に関する施策でございますが、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの 開催に備え、シティーセールスのための観光ポスターを作製し、多賀城市の魅力を積極的 に宣伝してまいります。

また、平成20年1月から多賀城駅に観光案内所を設置したところですが、平成20年4月からは、国府多賀城駅にも観光案内所を設置してまいります。

あわせて、「多賀城跡あやめまつり」、「史都多賀城万葉まつり」を初めとした誘客イベントとのタイアップを行い、本市の観光イベントを内外に広く PR してまいります。

次に、市民参加のまちづくりに関する施策でございますが、市民活動の促進と自立支援のため、生涯学習支援センターを改修し、「市民活動サポートセンター」を設置いたします。

平成 20 年 6 月に開館を予定しているこの施設は、生涯学習推進部門との連携及び融合を図り、市民活動の拠点として新たに生まれ変わるものです。

多様な主体との協働を促進するため、「地域経営アドバイザー」に御指導いただきながら、 市民活動団体や自治会の自立育成に必要な研修会、情報提供並びに助成事業を行ってまい ります。 名所・旧跡をつなぐ「歴史の道」の選定については、多くの市民参画を得ながら、ワークショップ形式によりその選定に取り組んでまいります。

また、平成22年に平城遷都1,300年を迎える奈良市との、友好都市締結に向けた準備を進めてまいります。

次に、行政改革に関する施策でございますが、行政経営の基本システムである行政評価、人事評価並びに予算編成の再構築を進め、効率的な行政経営の基盤づくりに取り組んでまいります。

行財政経営アドバイザーを配置し、公共サービスの見直しやアウトソーシングなど行政経営全般に関する助言をいただくことにより、さらなる行政改革の推進につなげてまいります。

平成 29 年度までに、 370 人体制の実現を目指し、定数管理とアウトソーシングを連動させた計画となるよう、「多賀城市集中改革プラン」の見直しを図ってまいります。

平成 20 年度の組織につきましては、「市民参加のまちづくりの推進体制の整備」並びに「公共建築物の整備計画と管理保全を統合的に行う施設経営機能の創設」を重点項目とした、再編を行うこととしております。

なお、平成 20 年度以降の職員大量退職に伴う職員流動の影響を最小限にとどめ、行政サービスの質の低下を防止するため、引き続き、簡素でフラットな組織、職制へ向けた見直しを進めてまいります。

施設管理運営のアウトソーシングの取り組みにつきましては、新たに、「多賀城市中央地域包括支援センター」、「多賀城公園野球場」並びに「中央公園サッカー場」の管理をアウトソーシングしてまいります。

事務事業の分野におきましても、多様な雇用形態を適切に活用しながら、事務事業の見直しに伴う定数縮減を実現するためのアウトソーシングを進めてまいります。

平成 20 年度は、納税勧奨業務を新たに外部委託するほか、学校用務員の委託も拡充することとしております。

地方財政健全化法に基づく新たな地方財政再生制度に対応し、財政の健全化を判定する四つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の健全性の確保に努めてまいります。

地方自治体の財政力は、連結決算で得られた指標に基づいて評価される時代となります。

したがいまして、一般会計に限らず、特別会計、企業会計におきましても、経営の健全化・ 合理化を着実に推進できる体制を整備してまいります。

なお、財源確保に関する取り組みにつきましては、民間広告掲載活用事業を継続するとともに、未利用地の転用、賃貸並びに処分を積極的に実施し、管理費用の削減はもとより、 一層の増収を図ってまいります。

市税等の収納率の向上を図るための取り組みといたしましては、平成 19 年 4 月 1 日から導入いたしましたコンビニ収納が納税者の利便性を向上させ、大きな成果を上げていることから、今後ともその利用促進を図ってまいります。

さらに、悪質な滞納者に対しましては、積極的に財産調査等を行い、債権、不動産、動産 等の差し押さえなど、滞納処分の強化を図るとともに、不動産並びに動産の公売を実施し、 滞納額の減少に努め、悪質な滞納に歯どめをかけてまいります。

以上、平成 20 年度の施策の概要を申し上げましたが、これらを実施してまいります平成 20 年度当初予算の規模は、一般会計 172 億 7,000 万円、国民健康保険特別会計 52 億 5,600 万円、老人保健特別会計 8 億 8,300 万円、介護保険特別会計 23 億 8,920 万 8,000 円、下水道事業特別会計 31 億 1,300 万円、後期高齢者医療特別会計 3 億 9,000 万円、水道事業会計 33 億 1,079 万 5,000 円、総額で 326 億 1,200 万 3,000 円となり、前年度当初予算と比較して、一般会計では 0.9%の減、特別会計では、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、老人保健特別会計予算が大幅に縮減することから、19.9%の減、水道事業会計では公的資金の補償金免除繰上償還に伴いまして、32.1%の増となり、総額では 6.7%の減となっています。

なお、一般会計につきましては、大規模事業の多賀城小学校校舎改築事業が平成 19 年度で 完了したこともあり、その予算規模といたしましては、過去 15 年間で最も緊縮型の予算と なっています。

平成 20 年度の予算編成におきましては、本市が取り組まなければならない喫緊の課題に目を向け、それらの課題解決を最優先に、事業の選択と集中を実施したところですが、社会保障費が増大する中での財源の不足は解消できず、財政調整基金を約 8 億 3,000 万円取り崩すことにより対応することとしております。

このように、財政状況は依然として厳しい状況ですが、今後とも行財政改革を断行することによって経常経費の節減合理化に努め、持続可能な財政を確立し、多賀城市の新たな成長に向かって取り組んでまいります。

以上、平成20年度施策の概要と予算案を御説明申し上げました。

私は、これらの施策を実現することによりまして、市民一人ひとりがこの多賀城を誇りに思い、暮らしやすさを実感し、希望に満ちた生活を送れるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じますので、十分な御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(阿部五一)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明2月15日から2月17日までは休会といたします。

来る2月18日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前 10 時 54 分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 2 月 14 日

議長 阿部 五一

署名議員 雨森 修一

同 板橋 惠一